

【資料 7】

飼養衛生管理 支援システムについて

背景

- 日本国内の畜産生産現場では、不十分な飼養衛生管理に起因する家畜の越境性疾病、常在病原体による疾病等が、生産性を押下げる主因の一つ。
- 疾病の発生予防は、感染源対策、感染経路対策及び感受性動物対策が基本。しかしながら、生産現場では、飼養衛生管理の意義や取組内容の徹底が必ずしもできていない状況。
- さらに、生産現場には、飼養衛生管理に関連した指導・改善結果、投薬履歴、サーベイランス・病性鑑定結果等の貴重な情報（データ）が、十分に連携・分析されていない状況。
- 一方で、家畜保健衛生所や自治体は、家畜伝染病予防法に基づく事務等の作業に追われ、本来果たすべき生産者支援の業務に大きな制約が存在。
- こうした現状を踏まえ、関係者からは、疾病予防に向けて、事務作業を省力化して質の高い衛生指導等に時間を仕向けつつ、疾病予防に向けた情報（データ）の迅速かつ効果的に利活用できないかとの声が多数寄せられているところ。

本プロジェクトが目指すもの

- 安全な国産畜産物を安定的に供給するためには、生産性向上の足かせとなる家畜の疾病を予防すべく、我が国の「飼養衛生管理の向上」を図っていく必要。
- これに向けては、非効率な業務の見直しを図るほか、畜産衛生情報の効率的な収集・管理やデータの利活用、コミュニケーションの深化を通じ、飼養衛生管理の適切なゴールを示し、生産者がロードマップを明確に持てるよう支援体制を強化することが重要。
- こうした取組は、食料の安定供給はもとより、国産畜産物の輸出拡大、薬剤耐性の抑制と言ったグローバルな課題対応にも適うもの。

飼養衛生管理基準遵守状況の把握（作業内容）

【A県A家保（農場数：708農場）の一例】

※全国の家保数：168箇所



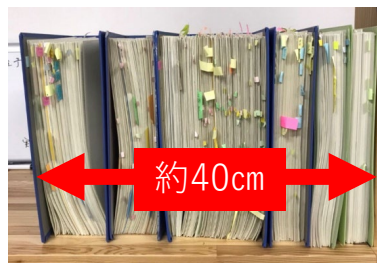
定期報告書の転記



1年分の定期報告書を保管している様子



立入検査結果の転記



1年分の立入検査台帳を保管している様子



家保での内容確認、集計



県での内容確認、集計



農林水産省での内容確認、集計

また

またまた

飼養衛生管理の向上に向けたあるべき姿

疾病の発生が抑制されている

- 家畜損耗が少なく生産性が高い
- 低コストで健康な家畜を生産する



事務が効率的に行われている

- ・現地での携帯電話等による結果報告
- ・既存情報や画像判定の活用による省力化
- ・紙報告の電子化
- ・集計や共有を自動化

飼養衛生管理が向上されている

- ・頻回の自己点検と家保の指導
- ・エビデンスに基づく取組の最適化
- ・タイムリーな発生アラート
- ・動物用医薬品の適正かつ慎重使用
- ・残留事故への効果的・効率的な対応

専門家によるきめ細やかな指導が実施されている

- ・効率化で生まれた時間で指導
- ・隙間時間を使った遠隔指導
- ・投薬・と畜情報を含む情報分析で得られたエビデンスの活用

生産者が取り組むべき内容を理解している

- ・チャットでタイムリーな相談
- ・業績発表や不遵守事例など参考情報へのアクセス向上
- ・衛生的立ち位置や投薬情報の見える化

※[]はあるべき姿の実現に必要と考える施策の例

システム群の構成と利用者

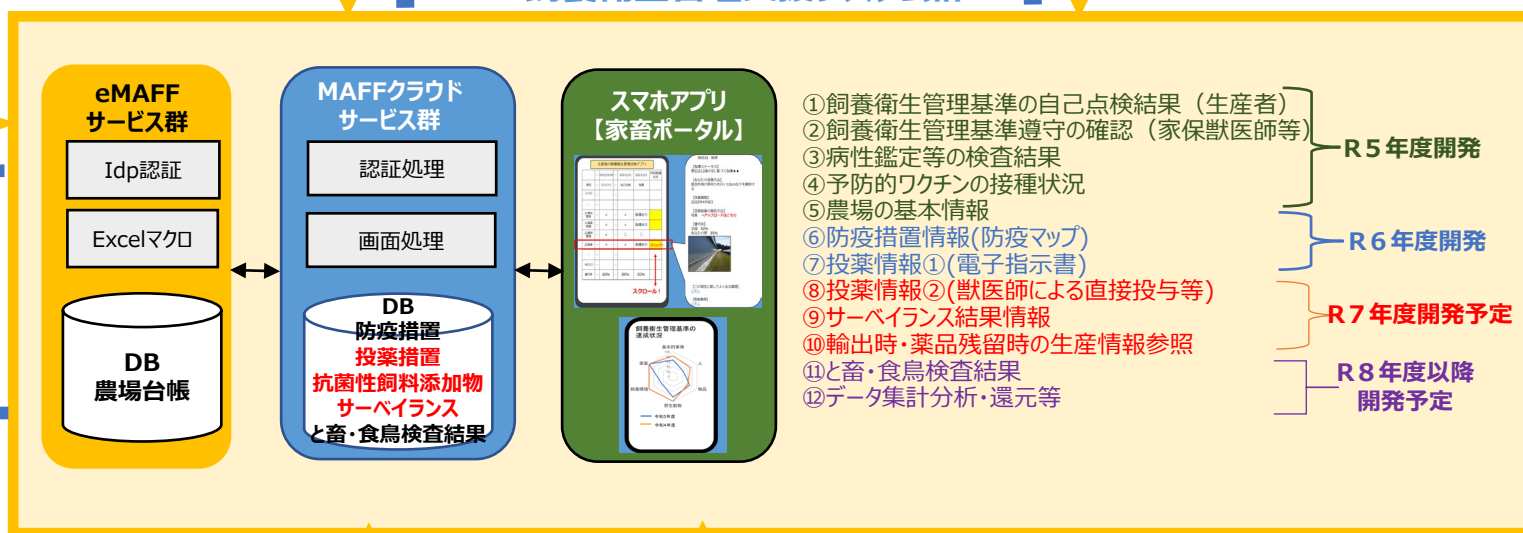
○ eMAFFサービス群で開発する機能

： ID等認証情報の提供・管理機能、申請機能やデータベース機能

○ MAFFクラウドサービス群・スマホアプリで開発する機能： 収集した情報を解析し、家畜疾病の発生予防等に繋げるためのツールや利用者デバイスの画面表示機能、オフライン入力機能などを開発
(eMAFFで実装できない部分の画面・機能・データベースを補充)



飼養衛生管理支援システム群



連携
関連システム

※ 家伝法に基づくeMAFF申請手続きは、令和4年度からオンライン化に着手

開発中のスマホアプリの機能①

定期報告の結果還元の工夫（レーダーチャート表示）

- 点検結果を視覚的に表示することで、前回との比較と取組むべき項目をわかりやすく表示。

ホーム画面



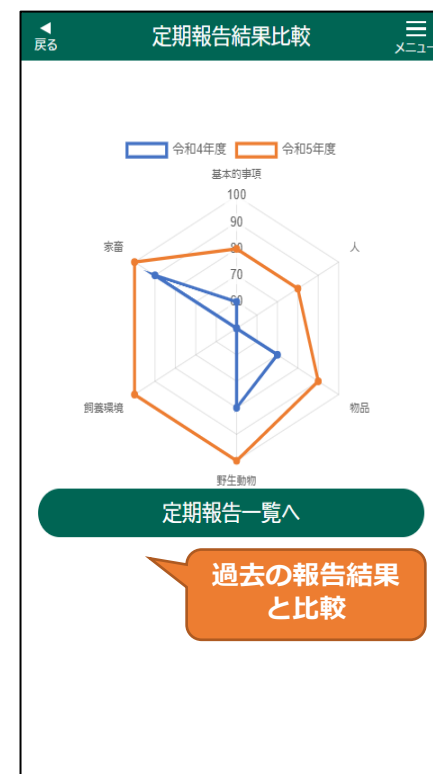
定期の報告（登録）

飼養衛生管理基準の項目を
全て点検して報告



レーダーチャート

項目を体系毎に分類し、点検
結果を視覚的に提示

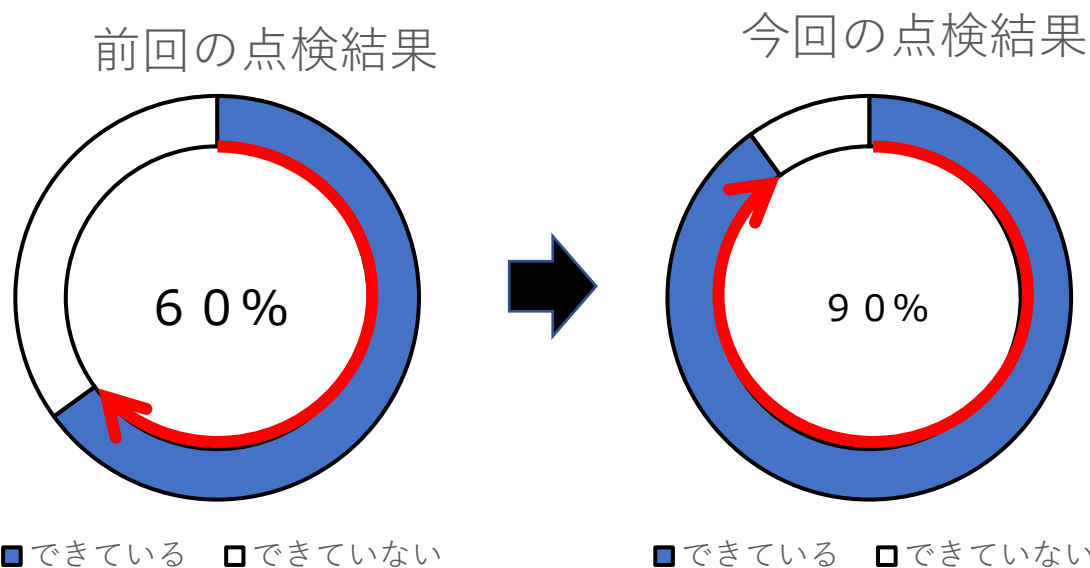


開発中のスマホアプリの機能②

飼養衛生管理基準の自己点検（任意のタイミングでの実施）

- 飼養衛生管理基準のチェック項目を任意のタイミング・内容で自己点検し、実施した項目の過去の点検結果との比較を表示。

任意自己点検結果表示イメージ



今回の点検項目		前回の点検結果	今回の点検結果
29	野生動物侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕並びに大臣指定地域における舎外使用	×	○
32	衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	×	×
...	...	...	...

＜対策のポイント＞

畜産農場における飼養衛生管理水準を向上し、安全な国産畜産物の安定供給及び生産性向上を実現するため、飼養衛生管理基準の遵守状況、生産資材の使用状況、と畜検査結果等の情報について、関係者間でタイムリーな共有、分析結果の活用等を行うシステムを段階的に構築します。

＜事業目標＞

デジタル技術を活用した飼養衛生管理等に関する情報をタイムリーに共有・活用するシステムを段階的に開発〔令和7年度まで〕

＜事業の内容＞

飼養衛生管理情報通信整備事業

畜産現場を取り巻く環境は、家畜疾病の発生、抗菌剤の不適切な使用等の課題が山積しており、現場からは、飼養衛生管理の向上に資する科学的エビデンスとなる情報の共有・利活用、指導の充実等を求める声が挙がっています。このため、デジタル技術を活用した効率的な業務や飼養衛生管理に関する情報のタイムリーな共有・活用に資するシステムを段階的に構築します。

1. システム運用保守

令和5年度に開発した生産者による飼養衛生管理基準の自己点検結果、家畜保健衛生所による飼養衛生管理基準遵守の確認、病性鑑定等の結果等を関係者間で共有・活用するシステムについて運用保守を実施します。

2. コールセンターの設置

令和6年度から運用を開始する生産者向けスマホアプリケーション等について、生産者等からの問合せに対応するコールセンターを設置します。

3. システム開発・改修等

令和5年度に要件定義を実施した防疫措置情報、指示書に基づく投薬情報等を関係者間で共有・活用するシステム開発を実施します。
また、令和5年度に開発した機能等について、事務処理改善の改修等を実施します。

4. システム開発に係る調査検討・要件定義等

令和7年度に設計・開発する投薬情報（獣医師による直接投与等）、と畜・食鳥検査結果情報、サーベイランス結果情報、データ分析等の機能について、調査検討、要件定義等を実施します。
また、有識者、自治体、関係団体など畜産関係者により、システム構築に係る検討会を開催し、意見や情報の交換を実施します。

＜事業イメージ＞

デジタル技術を活用した飼養衛生管理等情報をタイムリーに共有、活用するシステムを段階的に構築



- フードチェーンにわたる業務改善や利便性向上を推進
- 輸出時の基礎データとしても活用

生産
↓
食肉
処理
↓
消費
(輸出)

- ① 蓄積データの活用による慢性疾病の削減、農場経営の改善【生産者】
- ② 家畜衛生関連情報の伝達、管理に係る業務負荷の軽減【獣医師(畜産行政)】
- ③ 情報共有及び指導の効率化による飼養衛生管理の向上【獣医師(畜産行政、家畜診療)】
- ④ 薬剤耐性(AMR)対策の推進、動物用医薬品の適正使用【関係者全体】
- ⑤ 各国の基準に適応した畜産物の生産による輸出促進【生産者】
- ⑥ と畜検査結果等の改善による廃棄の減少、蓄積データの活用【獣医師(公衆衛生行政)】
- ⑦ データ活用を通じた情報発信及び飼養衛生管理向上による安全な畜産物供給【消費者】
- ◆ 重大疾病・事故発生時の迅速な対応【関係者全体】

【お問い合わせ先】

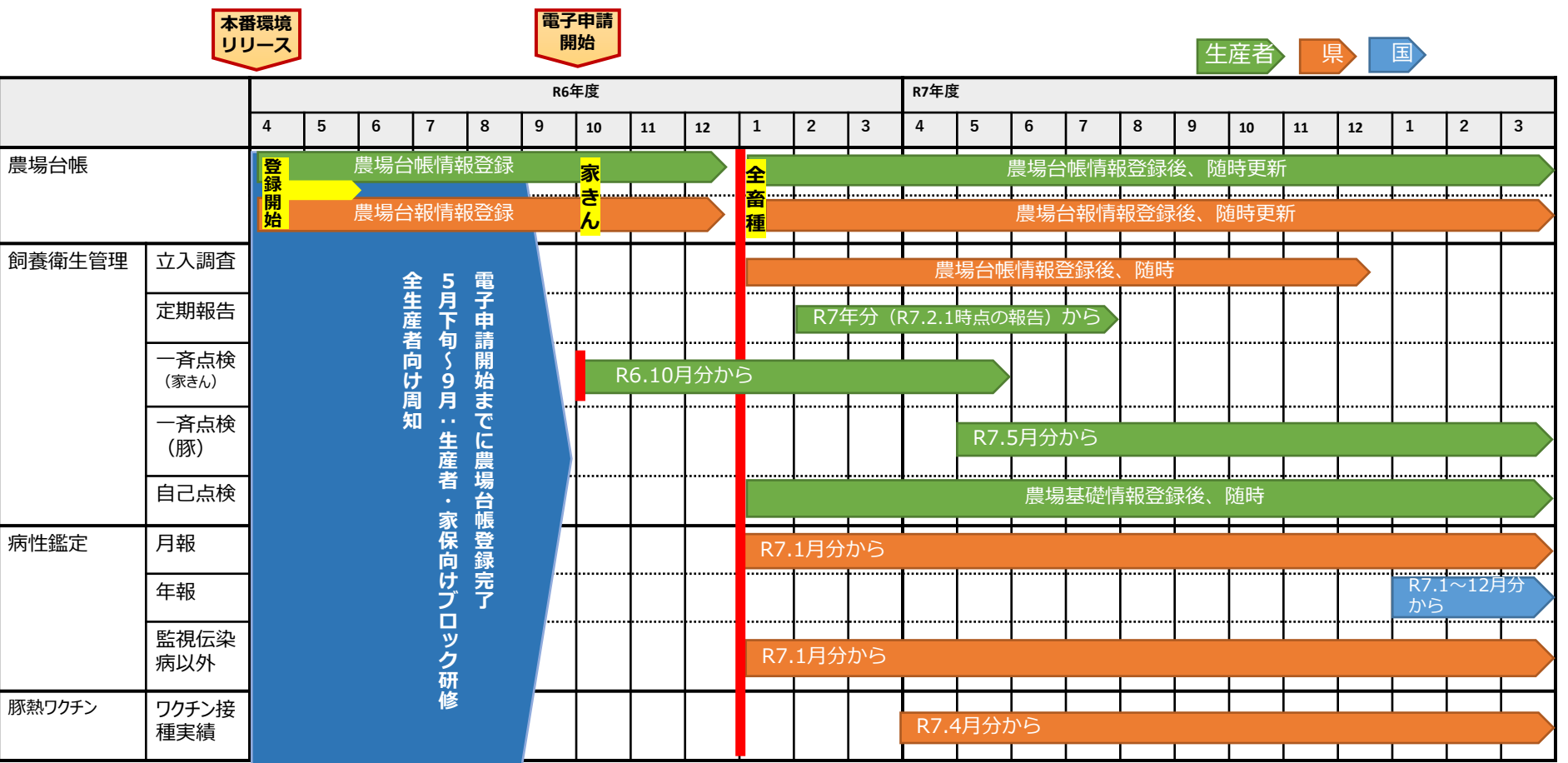
＜事業の流れ＞



消費・安全局食品安全政策課 (03-6744-0490)
消費・安全局畜産安全管理課 (03-6744-2103)
消費・安全局動物衛生課 (03-6744-7144)

R5開発～運用開始以降スケジュール

- 令和6年4月から本番環境がリリースされ、生産者及び都道府県では**農場台帳への情報登録が開始**。
(一部の組織設置が未了の場合は6月迄には登録開始となる見込み)
- 登録のために必要な項目は、農場名、農場の住所、家畜の所有者名、畜種、飼養頭羽数等、**基本的な情報**(県ではすでに把握している情報)のみ。
家保が既存で保有している農場情報を**一括登録できるツール**を整備。
(※農場台帳に含まれる他の項目については、立入検査等のタイミングを活用して収集し、順次整備・更新を行う。)
- 令和6年10月の家さんの一斉点検から電子申請開始。対象を家さん農場に限ることで運用開始時の混乱を減らす。
- 令和7年2月の定期報告は全畜種を対象に電子申請開始。



1 審査経路を確定し、農林水産省へ報告する。

- 審査経路の報告について3/28に各都道府県に依頼済。
- JA等委託先を含む、新たな組織設置が必要な場合は、組織名、組織管理者2名の氏名、職場個人メールアドレス(職場共通のアドレスはNG!)を農水省へ報告。

2 組織管理者から利用者の審査者アカウントが払出されているか確認する。

- 審査者アカウントが払出されていない方は、各組織の組織管理者に依頼。
- 新たに組織設置を依頼した場合は組織設置後に、組織管理者からアカウント払出しが可能。

3 審査者が経営体情報の登録を行い、経営体IDを取得する。

- 審査者は申請者の代理で申請する場合、申請者の経営体情報を登録する必要。
(詳細は「農林水産省共通申請サービス共通審査者向け操作者マニュアル」参照)
- すでに登録されている経営体情報は、既存で登録されている経営体IDを利用。

4 経営体IDを利用し、農場台帳の登録を行う。

- 農場台帳に限り、一括登録が可能。
(詳細は「農林水産省共通申請サービス飼養衛生管理者審査者家保マニュアル」参照)

- 農林水産省共通申請サービスにおける飼養衛生管理操作マニュアルは「申請者」「審査者（家保）」「審査者（都道府県）」「審査者（国）」の4種類。
- 上記4種類のマニュアルは4/9に各都道府県担当者に共有。

申請者



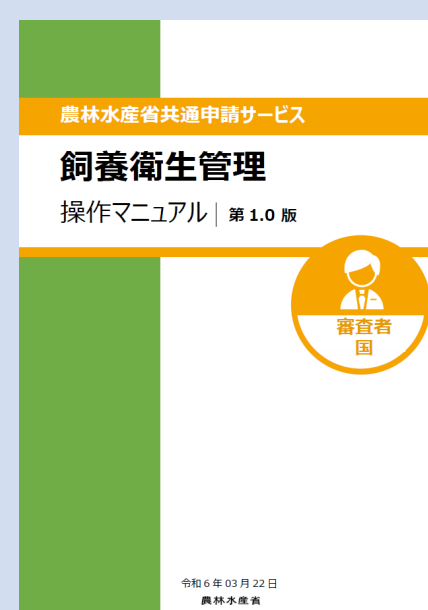
審査者（家保）



審査者（都道府県）



審査者（国）



<https://e.maff.go.jp/Manual>
(アカウントの有無にかかわらず
閲覧可能)

審査者アカウントを用いて、以下のURLにログインすると閲覧可能。

<https://e-maff.my.site.com/shinsasha/>

※審査者アカウントの発行は各組織の組織管理者が行いますので、詳細は組織管理者へお問い合わせください。